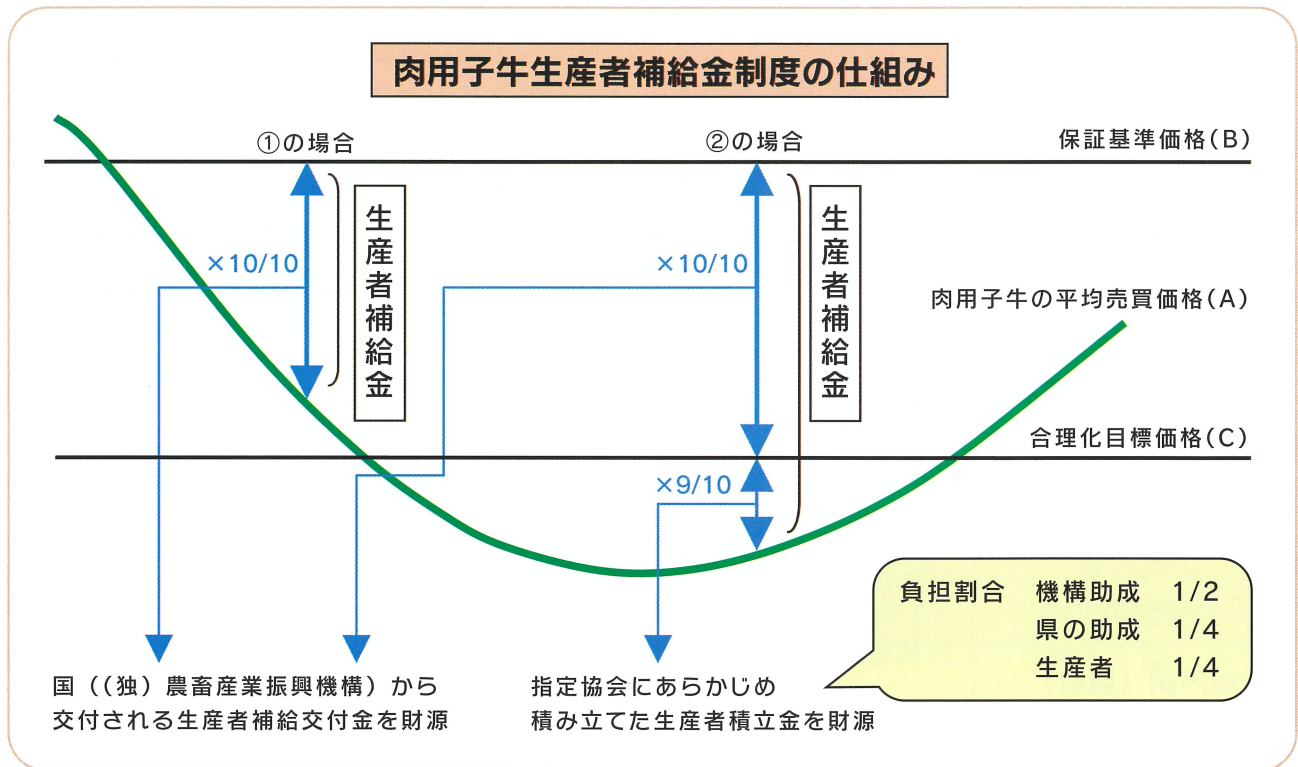


1. 制度の仕組み

- 肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。
- 生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎^(※)）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。



四半期毎^(※)に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売または自家保留していれば生産者補給金が交付されます。

※：その他の肉専用種にあつては、年度毎。

〔生産者補給金の1頭当たりの交付額は、次のようになります〕

①平均売買価格（A）が保証基準価格（B）を下回り、合理化目標価格（C）以上の場合
補給金交付額＝保証基準価格（B）－平均売買価格（A）

②平均売買価格（A）が合理化目標価格（C）を下回っている場合

補給金交付額＝（保証基準価格（B）－合理化目標価格（C））

＋（合理化目標価格（C）－平均売買価格（A））× 90%